

商品中古自動車の自動車税の減免について

中古自動車販売業者が所有する商品中古自動車には、自動車税が減免になる制度があります。

1 減免の対象となる商品中古車

4月1日現在で(1)～(3)のすべてに該当し、申請時に(4)に該当する自動車

- (1) 中古自動車販売業者が対象車を商品として所有し、展示していること。
- (2) 自動車登録ファイルの登録を受けていること。
- (3) 自動車検査証に記載されている所有者名、使用者名がともに減免申請人と同一であること。
- (4) 商品中古自動車であることが一般財団法人 日本自動車査定協会において証明されていること。
(裏面の5の申請で取得した商品中古自動車証明書に記載されている自動車 ※1)

※1 新規登録した車、私用・社用・代車等で使っている車は、販売目的で所有していても、減免には該当しませんので御注意ください。
(注：軽自動車は、そもそも減免の対象外です。)

2 減免を受けることができる中古自動車販売業者

(1)～(5)のすべてを満たす中古自動車販売業者

- (1) 4月1日現在で、減免申請人自体が古物商の営業許可手帳を所持していること。
- (2) 申請時点において、減免申請人名義のすべての車両(減免を申請する車両以外の車両を含む)の過年度の自動車税、自動車税種別割(延滞金も含む)の滞納が無いこと。
- (3) 減免申請人名義のすべての車両(減免を申請する車両以外の車両を含む)の当該年度の自動車税を納期限内に納付していること。 ※2
- (4) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28第1項の規定により通告処分を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日、又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。
また、地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。
- (5) 減免承認前に、課税した県税・総務事務所により行われる現地確認、売買契約書等の提示又は提出に協力すること。

※2 商品中古自動車の減免は、納付済みの自動車税の一部を申請により還付する手続きになります。

3 減免額

自動車税の年税額の12分の3に相当する額 ※3

※3 ただし、抹消による月割還付額と減免還付額の合計が自動車税の年税額を超えることはありません。

《 続 く 》

4 減免申請の手続き

【申請先】自動車税を課税した県税・総務事務所

(所定の様式を使用して、直接提出してください。)

【申請期限】当該年度の自動車税の納期限の日まで

- 【提出書類】
- ① 自動車税減免申請書 ※4
 - ② 当該年度自動車税の領収証書の写し
 - ③ 古物許可証の写し
 - ④ 商品中古自動車証明書（下記5の申請で取得したもの）
 - ⑤ 賦課期日（4月1日）以降、減免の申請日までに、申請された商品中古自動車を売却した場合は、当該事実を証明する書類（売買契約書、注文書等）

＜マイナンバーの記載について＞

申請書にマイナンバー（個人事業者の場合は個人番号、法人事業者の場合は法人番号）を記載する必要があります。様式の記載欄に記載してください。

なお、申請の際、番号確認及び本人の身元確認（代理人の場合は代理人の身元確認及び代理権の確認）を行います。

※4 様式は、宮崎県のホームページから入手することができます。

（電子申請はできません。）

インターネットにて「宮崎県 商品中古自動車減免」で検索してください。

5 商品中古自動車証明の申請の手続き

【申請先】一般財団法人 日本自動車査定協会宮崎県支所

住所：宮崎市大字本郷北方2735-25

電話：（0985）51-8151

【申請期限】4月1日から4月30日まで（期日中以外受けません）

- 【提出書類】
- ① 商品中古自動車証明申請書（Excel版又は複写式様式）
Excel版：日本自動車査定協会宮崎県支所ホームページよりダウンロード可
複写式様式：2025年度より有料。1部55円
 - ② 当該自動車の自動車検査証の写し（申請書への記入番号順に揃えて提出）
※電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」写しを提出
 - ③ 4月1日時点の在庫台帳又は仕入台帳の写し
（取引伝票・パソコン出力帳票も可）
 - ④ 古物商許可証の写し（古物営業法改正後の届出印押印済みのもの）

【証明手数料】1台につき550円（税込）

6 商品中古自動車の自動車税の減免に関するお問い合わせ先

宮崎県税・総務事務所	電話：（0985）26-7605
日南県税・総務事務所	電話：（0987）23-7136
都城県税・総務事務所	電話：（0986）23-4517
小林県税・総務事務所	電話：（0984）23-3194
高鍋県税・総務事務所	電話：（0983）23-0213
日向県税・総務事務所	電話：（0982）52-4147
延岡県税・総務事務所	電話：（0982）35-1813

宮 崎 県